

第56回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2021年6月23日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）

場所

東京都新宿区西新宿二丁目2番1号
京王プラザホテル 本館4階
「花の間」

書面による議決権行使期限

書面による議決権行使期限

2021年6月22日（火曜日）
午後5時30分到着分

2021年6月22日（火曜日）
午後5時30分到着分

新型コロナウイルス感染症が未だ収束していない状況を踏まえ、株主総会決議につきましては、可能な限り書面により議決権行使いただき、当日のご来場は極力お控えいただきますようお願い申し上げます。

また、株主総会にご出席される株主様は、当日の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスクを着用されるなど感染予防にご配慮いただきますようお願い申し上げます。

キーウェアソリューションズ株式会社

証券コード：3799

※本年は、株主総会ご出席株主様へのお土産を取りやめさせていただきます。

目次

| | |
|-------------------|----|
| ■ 第56回定時株主総会招集ご通知 | 1 |
| ■ 株主総会参考書類 | 2 |
| 第1号議案 取締役8名選任の件 | 2 |
| 第2号議案 監査役3名選任の件 | 8 |
| (添付書類) | |
| ■ 事業報告 | 10 |
| ■ 連結計算書類 | 30 |
| ■ 計算書類 | 33 |
| ■ 監査報告書 | 36 |

株 主 各 位

東京都世田谷区上北沢五丁目37番18号
キーウェアソリューションズ株式会社
代表取締役社長 三 田 昌 弘

第56回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第56回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主総会開催に際しましては、新型コロナウイルス感染症が未だ収束していない状況を踏まえ、感染拡大防止のために、可能な限り書面による事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場は極力お控えいただきますようお願い申し上げます。書面によって議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月22日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。

なお、当日ご来場される株主様におかれましては、マスク着用など感染拡大防止へのご配慮をお願い申し上げます。併せて、当社の判断により、株主総会会場において株主様の安全確保および感染拡大防止のために必要な措置を講じる場合もありますので、ご理解、ご協力のほどお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月23日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都新宿区西新宿二丁目2番1号
京王プラザホテル 本館4階「花の間」
3. 目的事項 報告事項
 1. 第56期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第56期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件決議事項
 - 第1号議案 取締役8名選任の件
 - 第2号議案 監査役3名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項
議決権の不統一行使をされる場合には株主総会の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以 上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結注記表および個別注記表につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイト（<https://www.keyware.co.jp/ir>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、監査役および会計監査人が監査報告の作成に際して監査した書類は、本招集ご通知添付書類に記載の各書類のほか、上記の当社ウェブサイトに記載の事項となります。
3. 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.keyware.co.jp/ir>）にて、修正後の内容を開示いたします。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 取締役8名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、現任の取締役9名が任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位および担当 | 候補者の 所有する 当社株式 の数 |
|--|--|--|----------------------------|
| 1 | <p>みた まさひろ 三田 昌弘 (1962年2月15日生)</p> <p>【再任】 在任期間：16年0ヶ月</p> | <p>1985年4月 日本電気株式会社入社 2002年4月 当社入社 営業統括付理事 2002年12月 経営企画本部理事 2003年4月 経営企画室統括部長 2004年10月 経営企画室長 2005年4月 執行役員経営企画室長 2005年6月 取締役兼執行役員経営企画室長 2007年6月 株式会社HBA 取締役（現任） 2008年4月 当社 取締役兼執行役員常務経営企画室長 2009年4月 取締役兼執行役員常務営業本部長 2012年1月 代表取締役兼執行役員社長 2014年4月 代表取締役社長（現任） 2017年6月 株式会社イーテア 取締役（現任）</p> | 52,042株 |
| <p>【重要な兼職の状況】 株式会社HBA 取締役 株式会社イーテア 取締役</p> <p>【取締役候補者とした理由】 三田昌弘氏は、当社へ入社後、営業部門、経営企画部門の責任者を経験し、2005年から取締役兼執行役員、2012年から代表取締役社長として、当社および当社グループの経営を担い、経営者として豊富な経験と実績を有しております。今後も、当社および当社グループが目指す企業価値向上、事業拡大による成長ならびにグループ全体での業務改革の推進による収益性向上を牽引するうえで適任であると判断し、取締役の候補者としております。</p> | | | |

| 候補者 番号 | 氏 名 (生 年 月 日) | 略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位および担当 | 候補者の 所有する 当社株式 の数 |
|---|---|--|----------------------------|
| 2 | あらかわ しんいち 荒 河 信 一 (1961年2月4日生) 【再任】 在任期間：6年0ヶ月 | 1981年4月 当社入社 2005年4月 ビジネスソリューション事業本部通信事業部長 2006年4月 ITソリューション事業本部ERP事業部長 2009年4月 株式会社クレヴァシステムズ 出向 システム事業本部長 2012年6月 同社 代表取締役社長 2014年4月 当社 執行役員システム開発事業担当 2015年4月 執行役員システム開発事業担当兼SI事業部担当兼プラットフォーム事業部担当 2015年6月 取締役兼執行役員システム開発事業担当兼SI事業部担当兼プラットフォーム事業部担当 2016年4月 取締役兼執行役員システム開発事業担当 2018年4月 取締役兼執行役員常務システム開発事業担当 2021年4月 取締役兼執行役員専務システム開発事業担当(現任) | 12,847株 |
| 【取締役候補者とした理由】 荒河信一氏は、当社の事業部門の責任者を経験した後、2012年から当社の完全子会社である株式会社クレヴァシステムズの代表取締役社長、2014年から当社執行役員、2015年から取締役執行役員を歴任し、経営者としての豊富な経験と実績を有しております。今後も、当社の事業拡大、収益性向上に向けた戦略の実現を図るとともに、事業部門の監督を行うのに適任であると判断し、取締役の候補者としております。 | | | |

| 候補者 番号 | 氏 名 (生 年 月 日) | 略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位および担当 | 候補者の 所有する 当社株式 の数 |
|-----------|---|---|----------------------------|
| 3 | <p>おがわ としかず 小川 俊一 (1964年10月21日生)</p> <p>【再任】 在任期間：2年0ヶ月</p> | <p>1985年4月 当社入社 2002年4月 第二営業本部 営業部長 2003年4月 ビジネスソリューション事業本部事業戦略室長 2004年10月 経営企画室担当部長兼ビジネスソリューション事業本部事業管理部事業戦略室長 2009年4月 経営企画室長 2014年4月 執行役員マーケティング&セールス担当 2016年4月 執行役員新事業担当 2018年4月 執行役員コーポレートスタッフ担当兼新事業担当 2019年4月 執行役員コーポレートスタッフ担当 2019年6月 取締役兼執行役員コーポレートスタッフ担当 2021年4月 取締役兼執行役員常務コーポレートスタッフ担当兼グループ会社担当（現任）</p> <p>【取締役候補者とした理由】 小川俊一氏は、当社の営業部門、事業管理部門、経営企画部門の責任者を経験した後、2014年から当社執行役員マーケティング&セールス部門の責任者、2016年から新事業部門の責任者、2018年からコーポレートスタッフ部門の責任者、2019年から取締役兼執行役員コーポレートスタッフ部門担当として、豊富な経験と実績を有しております。今後も、コーポレートスタッフ部門を中心に事業の成長と業績の向上に向けた戦略の実現を図るとともに、スタッフ部門の監督を行うのに適任であると判断し、取締役の候補者としております。</p> | 15,629株 |
| 4 | <p>さいとう いくお 齊藤 郁夫 (1963年10月26日生)</p> <p>【新任】</p> | <p>1988年4月 当社入社 2006年4月 ビジネスソリューション事業本部ネットワーク事業部長 2009年5月 日本電気株式会社 出向 2013年2月 当社 ソリューション事業本部公共・ネット事業部 部長 2013年4月 ソリューション事業本部特別プロジェクト開発本部 本部長代理 2014年4月 特別プロジェクト開発本部 本部長代理 2015年4月 流通サービス事業部 事業部長代理 2016年4月 官公システム事業部長 2019年4月 執行役員システム開発事業担当（現任）</p> <p>【取締役候補者とした理由】 齊藤郁夫氏は、当社の複数の事業部門の責任者を経験した後、2019年から執行役員に就任し、システム開発部門の責任者として、豊富な経験と実績を有しております。今後の当社の事業拡大、収益性向上に向けた戦略の実現を図るとともに、事業部門の監督を行うのに適任であると判断し、取締役の候補者としております。</p> | 12,100株 |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位および担当 | 候補者の 所有する 当社株式 の数 |
|---|--|---|----------------------------|
| 5 | かとう てつろう 加藤 徹郎 (1965年4月6日生) 【新任】 | 1989年4月 当社入社 2007年4月 keyCOMPASS事業本部コンサルティング部長 2008年4月 keyCOMPASS事業本部コーポレートソリューション事業部長 2009年4月 技術本部keyCOMPASS事業部長 2011年4月 営業本部コンサルティング部長 2013年4月 サービス企画販売本部 東北支店長 2014年4月 東北支店長 2019年4月 執行役員新事業担当 2021年4月 執行役員マーケティング&セールス担当兼新事業担当 (現任) | 11,977株 |
| 【取締役候補者とした理由】 加藤徹郎氏は、当社のコンサルティング部門の責任者として、新規顧客開拓から顧客のニーズの発見や問題解決に資する製品・サービスの発掘、提案などを行い、2019年から執行役員に就任し、新事業担当の責任者として、豊富な経験と実績を有しております。今後の当社事業の収益性向上に向けた戦略の実現や、新規事業創出、展開を図るとともに、営業部門の監督を行うのに適任であると判断し、取締役の候補者としております。 | | | |
| 6 | おかだ かつとし 岡田 勝利 (1945年6月29日生) 【再任】 在任期間：4年0ヶ月 | 1968年4月 日本電気株式会社入社 1995年4月 同社 官庁システム開発事業部長 2002年6月 NECソフトウェア東北株式会社 (現NECソリューションイノベータ株式会社) 代表取締役社長 2009年6月 東北大学情報知能システム研究センター 特任教授 (客員) (現任) 2010年7月 廣瀬製紙株式会社 代表取締役社長 2017年6月 当社 取締役 (現任) 2018年5月 廣瀬製紙株式会社 代表取締役会長 2020年5月 廣瀬製紙株式会社 取締役相談役 (現任) | 一株 |
| 【社外取締役候補者とした理由、および選任された場合に果たすことが期待される役割】 当社は、岡田勝利氏が、人格、識見に優れ、高い倫理観を有していること、当社グループの企業理念に共感し、その実現に向けて強い意志をもって行動していただけること、および企業の経営者としての豊富な経験と深い見識を有していることから、当社の非常勤取締役として当社意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言をいただけるものと判断し、社外取締役の候補者としております。 【独立性に関する事項】 岡田勝利氏は、当社における社外役員の独立性に関する基準を満たしており、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届出を行っております。 | | | |

| 候補者 番号 | 氏 名 (生 年 月 日) | 略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位および担当 | 候補者の 所有する 当社株式 の数 |
|---|---|---|----------------------------|
| 7 | <p>のだ まきこ 野田 万起子 (1970年8月25日生)</p> <p>【再任】 在任期間：2年0ヶ月</p> | <p>1993年4月 株式会社バンチャー・リンク入社 2004年6月 同社 執行役員金融機関ネットワーク担当 2010年4月 同社 取締役 2010年12月 Human Delight 株式会社 代表取締役社長（現任） 2011年3月 インクグロー株式会社 代表取締役社長 2015年2月 同社 取締役会長 2017年6月 株式会社富山銀行 取締役（現任） 2019年6月 当社 取締役（現任） マクニカ・富士エレ ホールディングス株式会社 取締役（現任） 2020年3月 株式会社アルテ サロン ホールディングス 取締役（現任）</p> | <p>一株</p> |
| <p>【重要な兼職の状況】 Human Delight 株式会社 代表取締役社長</p> <p>【社外取締役候補者とした理由、および選任された場合に果たすことが期待される役割】 当社は、野田万起子氏が、人格、識見に優れ、高い倫理観を有していること、当社グループの企業理念に共感していただけること、および企業の経営者としての豊富な経験と深い見識を有していることから、当社の非常勤取締役として当社意思決定の妥当性・適正性の確保、ならびに当社人事戦略への助言・提言をいただけるものと判断し、社外取締役の候補者としております。 また、野田万起子氏を取締役とすることで取締役会の多様性が向上するものと考えております。</p> <p>【独立性に関する事項】 野田万起子氏は、当社における社外役員の独立性に関する基準を満たしており、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届出を行っております。</p> | | | |

| 候補者 番号 | 氏 名 (生 年 月 日) | 略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位および担当 | 候補者の 所有する 当社株式 の数 |
|--|--|--|----------------------------|
| 8 | Stefan Gustafsson ステファン グスタフソン (1959年10月10日生) 【新任】 | 1986年 4月 ドレクセル・バーナム・ランベール (米国) セールス&トレーディング部門専門投資家グループ 1989年 1月 アトラスコプロコ岩田株式会社 財務・総務マネージャー 1994年 4月 シカゴニューマチックツール社 (米国) 産業部門ビジネスコントローラ 1999年 1月 I F S ジャパン株式会社 代表取締役社長 2012年 1月 在日欧州ビジネス協会 理事会メンバー 2012年 1月 在日スウェーデン商工会議所 会頭 2020年 1月 ビューポイント株式会社 代表取締役社長 (現任) | 一株 |
| <p>【重要な兼職の状況】 ビューポイント株式会社 代表取締役社長</p> <p>【社外取締役候補者とした理由、および選任された場合に果たすことが期待される役割】 当社は、ステファン グスタフソン氏が、人格、識見に優れ、高い倫理観を有していることに加え、I F S ジャパン株式会社代表取締役社長などを経験され、IT業界における経営者としての豊富な経験と深い見識を有していることから、当社非常勤取締役として当社意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言をいただけるものと判断し、社外取締役の候補者としております。 また、ステファン グスタフソン氏を取締役とすることで取締役会の多様性が向上するものと考えております。</p> <p>【独立性に関する事項】 ステファン グスタフソン氏は、当社における社外役員の独立性に関する基準を満たしており、同氏の取締役就任が承認可決された場合には、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届出を行う予定であります。</p> | | | |

- (注) 1. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 岡田勝利氏、野田万起子氏およびステファン グスタフソン氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は岡田勝利氏および野田万起子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。両氏の再任が承認可決された場合には、当社は両氏との当該責任限定契約を継続する予定であります。
4. ステファン グスタフソン氏の取締役就任が承認可決された場合には、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を上限として、同法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとしております。各候補者の取締役の就任が承認可決された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第2号議案 監査役3名選任の件

監査役瀧田博氏が本定時株主総会終結の時をもって任期満了となり、また、監査役島田孝雄氏および監査役遠藤健司氏が辞任いたしますので、監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位 | 候補者の 所有する 当社株式 の数 |
|--|--|--|----------------------------|
| 1 | さわだ のぶゆき 澤田 伸行 (1961年10月18日生) 【新任】 | 1982年4月 当社入社 2005年4月 ITソリューション事業本部コンサルティング 事業部長 2007年4月 ITソリューション事業本部 副事業本部長兼 営業本部長 2010年4月 技術本部 副技術本部長 2012年4月 執行役員営業本部 本部長代理 2014年4月 執行役員ラインサポートスタッフ担当 2017年6月 取締役兼執行役員コーポレートスタッフ担当兼 ラインサポートスタッフ担当 2018年4月 取締役兼執行役員ラインサポートスタッフ担当 2021年4月 取締役 (現任) | 14,607株 |
| 【監査役候補者とした理由】 澤田伸行氏は、当社事業部門の責任者を経験した後、2012年からは当社執行役員、2017年からは当社取締役兼執行役員として、豊富な経験と実績を有しております。これらの経験を踏まえ、当社監査役として取締役の職務執行の監査、および当社の持続的な成長を確保し、良質な企業統治を確保するために助言・提言をいただけるものと判断し、監査役の候補者としております。 | | | |
| 2 | たきた ひろし 瀧田 博 (1951年11月13日生) 【再任】 在任期間：12年0ヶ月 | 1986年4月 弁護士登録 1987年4月 雨宮眞也法律事務所入所 2008年3月 雨宮眞也法律事務所パートナー (現任) 2009年2月 当社 仮監査役 2009年6月 当社 監査役 (現任) | 一株 |
| 【社外監査役候補者とした理由】 瀧田博氏は、現在弁護士として会社法務、経営問題、債権管理等を取り扱い、豊富な経験と知識を有しております。これらの経験を踏まえ、監査役として当社意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言をいただけるものと判断し、社外監査役の候補者としております。 【独立性に関する事項】 瀧田博氏は、当社における社外役員の独立性に関する基準を満たしており、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届出を行っております。 | | | |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位 | 候補者の 所有する 当社株式 の数 |
|-------|---|---|----------------------------|
| 3 | おおた けんいち 大田 研一 (1947年3月18日生) 【新任】 | 1971年4月 日本電気株式会社入社 1997年7月 同社 財務部長 2001年1月 ドイツ証券東京支店 投資銀行本部 マネージング・ディレクター 2005年4月 山口大学大学院技術経営研究科 教授 2008年6月 株式会社アコーディア・ゴルフ 取締役 2012年7月 株式会社ポートフォリア 取締役(現任) 2018年6月 株式会社メディアリンクス 監査役(現任) | 一株 |
| | <p>【社外監査役候補者とした理由】 大田研一氏は、日本電気株式会社の経理部門を経験したのち、証券会社をはじめとした他社の取締役や監査役を歴任し、経理・財務に関する豊富な経験と知識を有しております。これらの経験を踏まえ、監査役として当社意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言をいただけるものと判断し、社外監査役の候補者としております。</p> <p>【独立性に関する事項】 大田研一氏は、当社における社外役員の独立性に関する基準を満たしており、同氏の監査役就任が承認可決された場合には、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届出を行う予定であります。</p> | | |

- (注) 1. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 瀧田博氏および大田研一氏は、社外監査役候補者であります。
3. 瀧田博氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、仮監査役の在任期間を含め、本定時株主総会の終結の時をもって12年4ヶ月となります。
4. 当社は瀧田博氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。同氏の再任が承認可決された場合には、当社は同氏との当該責任限定契約を継続する予定であります。
5. 澤田伸行氏および大田研一氏の監査役就任が承認可決された場合には、当社は両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を上限として、同法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
6. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である監査役がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとしております。各候補者の監査役の就任が承認可決された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以 上

(添付書類)

事業報告

(自 2020年4月1日)
(至 2021年3月31日)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けて、経済活動の停滞や個人消費の低迷が続くなど厳しい状況となりました。昨年5月下旬の緊急事態宣言解除後は、各種政策の効果等により持ち直しの動きが見られたものの、感染の再拡大により本年1月には2回目の緊急事態宣言が発出されるなど先行きが不透明な状況が続きました。

当社が属する情報サービス産業につきましては、本年4月に経済産業省が発表した2021年2月の特定サービス産業動態統計(確報)によれば、売上高合計は前年同月比4.1%減と前年を下回ったほか、売上高の半分を占める「受注ソフトウェア」も前年同月比5.6%減と前年を下回りました。

このような事業環境のなか、当社グループは、「基盤事業*の拡大と収益向上」「新規事業の創出・育成」「社員の成長と活躍を推進」を主要方針として取り組みを進めました。基盤事業においては、顧客のデジタルトランスフォーメーション実現や基幹システム刷新に向けた大型請負案件の需要に対応するため、IT基盤構築本部を設置するなど組織体制を強化するとともに、事業部・グループ間の連携強化により開発体制を構築し受注獲得に取り組みました。また、「プロジェクト採算管理・役務購買統合テンプレート for Biz」を開発し販売開始するなど、基幹業務ソリューション提供に向けた取り組みを行いました。一方で、新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受けた一部既存顧客から受注の延期・規模縮小等が発生したものの、既存顧客の深耕や既存案件の拡大により受注拡大に努めたほか、販売費及び一般管理費の抑制に取り組みました。また、新事業の育成に向けた取り組みを継続するとともに、社員の成長と活躍を支援するための働き方改革や健康経営に取り組みました。新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けては、テレワークやリモート会議などを推進するとともに、リモート環境においても社員が活躍し働きやすいよう、業務ルールの見直しや環境整備を進めました。

※ 当社グループの売上高の大部分を占めるシステム開発事業とSI事業を基盤事業と位置付けております。

当社グループの当連結会計年度の受注高は18,498百万円(前期比1,086百万円減、5.5%減)、売上高は18,627百万円(同199百万円増、1.1%増)、営業利益は635百万円(同201百万円増、46.4%増)、経常利益は755百万円(同214百万円増、39.7%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は685百万円(同338百万円増、97.4%増)となりました。

セグメント別の業績を示すと、次のとおりであります。

なお、期初に行った組織改編において、前連結会計年度まで「システム開発事業」に所属しておりました金融系が保持する技術・開発ノウハウを、顧客・業種の需要に応じて再編・集約することとし、この結果、その一部を「S I事業」に移管することといたしました。これに伴い、前連結会計年度のセグメント情報につきましては、当連結会計年度の表示に合わせて組替えを行っており、前期比につきましては組替え後の数値によっております。

(1) システム開発事業

受注高は11,597百万円（前期比1,026百万円減、8.1%減）、売上高は11,811百万円（同261百万円増、2.3%増）、営業利益は642百万円（同238百万円増、58.9%増）となりました。

当連結会計年度におけるシステム開発事業は、新型コロナウイルス感染症が未だ収束の兆しが見えず不確実性が継続する中、当社グループの基盤事業として安定的な収益獲得を実現すべく、事業部門を越えた体制構築、長期大型案件の獲得・遂行など、積極的に取り組みを進めてまいりました。

この結果、受注高につきましては、前期に大型案件の獲得があった運輸系が反動減となったものの、官庁系での既存案件の拡大や、公共系、宇宙系の案件獲得など、堅調に推移した事業領域もありました。しかしながら、一部の子会社において新型コロナウイルス感染症の影響を払拭しきれず、結果としてシステム開発事業全体の受注高は前期比で減少となりました。売上高につきましては、一部案件においてリリース時期が延期されるなどの影響があったものの、前述の官庁系の既存案件拡大に加え、運輸系において前期に受注した大型案件の開発が進んだことなどにより、前期比で増加いたしました。営業利益につきましては、売上高の増加に加え、販売費及び一般管理費の削減に努めた結果、前期比で大幅な増益となりました。

(2) S I事業

受注高は4,996百万円（前期比392百万円減、7.3%減）、売上高は4,819百万円（同405百万円減、7.8%減）、営業利益は7百万円（同122百万円減、94.0%減）となりました。

当連結会計年度におけるS I事業は、事業特性として新型コロナウイルス感染症による影響が少なくない状況下ではありましたが、既存案件の着実な遂行や生産性の向上に加え、新規技術領域への進出、事業領域の拡大など、積極的に取り組みを進めてまいりました。

この結果、受注高につきましては、基幹系システム刷新の大型案件、ERP系の新規案件などの獲得ができたものの、一方で流通系案件、ホテル向け案件などでは受注規模の縮小が生じており、S I事業全体では前期比で減少となりました。売上高につきましては、

前述の流通系案件、ホテル向け案件の縮小に加え、前期にあったERP系の大型案件が収束したことなどにより、前期比で減少となりました。損益面につきましては、売上高の減少に加え、不採算案件の発生などが影響し、前期比で減益となりました。

(3) その他事業

受注高は1,904百万円（前期比332百万円増、21.1%増）、売上高は1,996百万円（同343百万円増、20.8%増）、営業損失は2百万円（前期は85百万円の損失）となりました。

当連結会計年度におけるその他事業は、受注・売上高につきましては、サポートサービス系において既存顧客の深耕による案件獲得に加え、新事業が堅調に推移したことなどにより、前期比で大幅な増加となりました。損益面につきましては、サポートサービス系において収益性が低下したものの、売上高の増加や販売費及び一般管理費の削減に努めたことなどにより、前期比で損失が縮小いたしました。

2. 設備投資の状況

当期における設備投資の総額は73百万円であり、主なものは販売を目的としたソフトウェアの機能強化に係る開発費用、社内インフラ強化、働き方改革実現に向けた事業所設備の工事費用などであります。

3. 資金調達の状況

取引銀行との間で、コミットメントライン契約および当座貸越契約を締結するとともに約定弁済付の長期借入契約を締結しており、運転資金の効率的かつ安定的な資金調達を行っております。

なお、当期末における借入金残高は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

| 借入契約 | 極度額 | 借入金残高 | 備考 |
|---------------|-----------|-----------|-----------------------------|
| コミットメントライン契約等 | 4,000,000 | 500,000 | |
| 短期借入金 | — | 1,000,000 | |
| 長期借入金 | — | 93,344 | うち1年内返済予定の長期借入金 93,344千円 |

4. 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

特記すべき事項はありません。

5. 他の会社の事業の譲受けの状況

特記すべき事項はありません。

6. 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
特記すべき事項はありません。

7. 他の会社の株式その他持分または新株予約権等の取得または処分の状況
特記すべき事項はありません。

8. 対処すべき課題

現在の国内情勢は、新型コロナウイルスの感染状況が長期化する中、2021年4月末に東京都、大阪府など4都府県に発出されていた3回目の緊急事態宣言が、5月中旬には9都道府県に拡大されるなど、予断を許さない状況が継続しております。今後の国内経済に関しても、自粛要請等による個人消費の低迷や企業活動の停滞など、当面厳しい状況が続くものと予想しております。

一方で、経済産業省が2018年に公表したDXレポートでは、日本企業の多くが現在の老朽化した基幹業務システムを利用し続けることで、デジタルトランスフォーメーションの実現やデータ活用の足かせとなり、莫大な経済損失を生じる懸念があることから、企業に対して2025年までに既存システムを刷新するよう求めております。このことから、企業においては、この先基幹システムの刷新需要の継続が見込まれるほか、働き方改革や人手不足を背景とした生産性向上を実現するためのIT投資需要につきましても継続するものと見込んでおります。また、今回の新型コロナウイルス感染症による影響への対応として、テレワークを始めとした環境整備やデジタル化、業務改革などがさらに加速する可能性もあると考えており、企業のIT投資に対する意欲は底堅く推移するものと見込んでおります。

これらの前提を踏まえまして、当社グループの取り組むべき課題としましては、顧客からのIT投資需要に応じた体制を構築するための技術者の確保に加え、最新技術に精通した技術者の育成が急務であると考えております。そのためには、当社グループでは、新卒・中途採用のほか、グループ各社、開発パートナー企業との連携を強化し、技術者の確保を進めていくとともに、最新技術についての教育にも積極的に取り組んでまいります。

また、喫緊の懸念事項としましては、新型コロナウイルス感染症の影響が、更なる感染拡大や感染力の強い変異株の流行などにより状況悪化となった場合には、民間企業のIT投資意欲が減退し、当社グループの受注計画にも影響が出ることも考えられます。当社グループとしましては、顧客の需要動向を注視し、需要減少の傾向がみられる場合には、受注戦略の変更や技術者のシフトなど機動的な対応を講じてまいります。

9. 財産および損益の状況

| 区 分 | 第53期 | 第54期 | 第55期 | 第56期 (当期) |
|------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| | 自 2017年 4月 至 2018年 3月 | 自 2018年 4月 至 2019年 3月 | 自 2019年 4月 至 2020年 3月 | 自 2020年 4月 至 2021年 3月 |
| 受 注 高 (千円) | 17,010,740 | 17,639,604 | 19,584,814 | 18,498,458 |
| 売 上 高 (千円) | 16,752,583 | 17,561,617 | 18,428,343 | 18,627,767 |
| 経 常 利 益 (千円) | 465,058 | 399,147 | 540,849 | 755,551 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 (千円) | 204,518 | 344,179 | 347,458 | 685,886 |
| 1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円) | 24.13 | 40.48 | 41.80 | 96.61 |
| 総 資 産 (千円) | 9,761,004 | 9,774,948 | 9,269,204 | 10,310,508 |
| 純 資 産 (千円) | 6,047,189 | 6,296,585 | 6,330,381 | 6,048,519 |
| 1 株 当 たり 純 資 産 (円) | 711.24 | 740.57 | 770.59 | 885.59 |

(注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づき、1株当たり純資産は、期末株式数にて算出しております。

10. 重要な子会社等の状況

(1) 重要な子会社の状況

(2021年3月31日現在)

| 会 社 名 | 資本金 (千円) | 当社の 議決権比率 (%) | 所在地 | 主要な事業内容 |
|---------------|-------------|---------------------|-------------|--------------------------------------|
| キーウェアサービス株式会社 | 50,000 | 100.0 | 東京都 世田谷区 | コンピュータシステムの運営に係わるサポートおよびサービス |
| キーウェア西日本株式会社 | 80,000 | 100.0 | 大阪市 中央区 | コンピュータソフトウェアの開発および情報システム導入のための総合サービス |
| キーウェア北海道株式会社 | 60,000 | 100.0 | 札幌市 北区 | コンピュータソフトウェアの開発および情報システム導入のための総合サービス |
| キーウェア九州株式会社 | 40,000 | 100.0 | 福岡市 博多区 | コンピュータソフトウェアの開発および情報システム導入のための総合サービス |
| 株式会社クレヴァシステムズ | 284,070 | 100.0 | 東京都 港区 | コンピュータソフトウェアの開発および情報システム導入のための総合サービス |

(2) 重要な関連会社の状況

(2021年3月31日現在)

| 会社名 | 資本金 (千円) | 当社の 議決権比率 (%) | 主要な事業内容 |
|---------|-------------|---------------------|--------------------------------------|
| 株式会社HBA | 324,000 | 20.7 | ソフトウェアの開発、コンピュータによる情報処理の受託および各種サービス等 |

(注) 株式会社HBAは、持分法適用会社であります。

(3) 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

11. 主要な事業内容

当社グループは、コンピュータソフトウェアの開発および顧客の情報システム導入のためのコンサルティングからシステム構築・運用・保守にいたるまでの、一貫した情報技術の総合サービスを主な事業としております。

| 事業セグメント | 事業内容 |
|----------|---|
| システム開発事業 | コンピュータシステム構築に必要な全体または一部のソフトウェア開発を受託して行う事業 |
| S I 事業 | 各ERPパッケージ等によるシステム構築を核としたエンドユーザ向けシステムインテグレーション事業 |
| その他事業 | 顧客のコンピュータシステムに関する様々なニーズに対応する運用・保守等のサポートサービス事業、関連機器・パッケージソフト等の販売事業、新規領域を推進する新事業など、他の事業セグメントに属さない事業 |

12. 企業集団の主要な拠点

(1) 当社の主要な事業所

本 社：東京都世田谷区
東 北 支 店：宮城県仙台市

(2) 重要な子会社の主な事業所

「10. 重要な子会社等の状況」の「(1) 重要な子会社の状況」に記載の所在地のとおりです。

13. 従業員の状況

(2021年3月31日現在)

| 区 分 | 従 業 員 数 | 前 期 末 増 減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|---------|---------|-----------|---------|-------------|
| 男 性 | 925名 | 4名増 | 44歳 1ヵ月 | 18年 9ヵ月 |
| 女 性 | 198名 | 23名増 | 33歳11ヵ月 | 9年 4ヵ月 |
| 合計または平均 | 1,123名 | 27名増 | 42歳 3ヵ月 | 17年 1ヵ月 |

- (注) 1. 上記従業員は、期末時点での就業人員であります。
 2. 上記従業員には、出向者、退職者、育児・介護休業者および病欠無給者は含んでおりません。

14. 主要な借入先

(2021年3月31日現在)

| 借 入 先 | 借 入 金 残 高 |
|-------------------------|-------------|
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行 | 1,295,294千円 |
| 株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行 | 180,402千円 |
| 三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社 | 73,529千円 |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行 | 44,117千円 |

15. その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

Ⅲ. 会社の新株予約権等に関する事項

1. 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。
2. 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。
3. その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

IV. 会社役員に関する事項

1. 取締役および監査役の氏名等

(2021年3月31日現在)

| 地 位 | 氏 名 | 担当および重要な兼職の状況 |
|-----------|-----------|---|
| 代表取締役社長 | 三 田 昌 弘 | 株式会社HBA 取締役 株式会社イーテア 取締役 |
| 取 締 役 | 荒 河 信 一 | 執行役員常務 システム開発事業担当 |
| 取 締 役 | 高 尾 誠 一 | 執行役員常務 社長補佐 |
| 取 締 役 | 澤 田 伸 行 | 執行役員 ラインサポートスタッフ担当 |
| 取 締 役 | 山 本 浩 昭 | 執行役員 マーケティング&セールス担当 |
| 取 締 役 | 小 川 俊 一 | 執行役員 コーポレートスタッフ担当 |
| 取 締 役 | 岡 田 勝 利 | |
| 取 締 役 | 岩 崎 知 巳 | 日本電気株式会社 環境・品質推進本部 上席プロフェッショナル |
| 取 締 役 | 野 田 万 起 子 | Human Delight 株式会社 代表取締役社長 |
| 常 勤 監 査 役 | 島 田 孝 雄 | キーウェア北海道株式会社 監査役 キーウェア西日本株式会社 監査役 キーウェア九州株式会社 監査役 |
| 常 勤 監 査 役 | 笹 原 茂 男 | キーウェアサービス株式会社 監査役 株式会社クレヴァシステムズ 監査役 |
| 監 査 役 | 瀧 田 博 | 弁護士 |
| 監 査 役 | 遠 藤 健 司 | 日本電気株式会社 経営企画本部関連企業部 シニアエキスパート |

- (注) 1. 取締役 岡田勝利氏、岩崎知巳氏および野田万起子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 瀧田博氏および遠藤健司氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

3. 取締役 岡田勝利氏、野田万起子氏および監査役 瀧田博氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
4. 社外役員の重要な兼職先と当社との関係は次のとおりであります。
日本電気株式会社は当社の主要取引先の一つであり、当社は同社との間にコンピュータシステム開発の受託等の取引があります。
Human Delight株式会社と当社との間には、特別の関係はございません。
5. 監査役 笹原茂男氏は、金融機関における長年の経験を得たのち、当社の経理担当部門の部門長を経験しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当社は執行役員制度を導入しております。
2021年3月31日現在の執行役員は、以下のとおりであります。

| 地 位 | 氏 名 | 担当または主な業務 |
|---------|---------|----------------|
| 執行役員常務 | 荒 河 信 一 | システム開発事業担当 |
| 執行役員常務 | 高 尾 誠 一 | 社長補佐 |
| 執 行 役 員 | 澤 田 伸 行 | ラインサポートスタッフ担当 |
| 執 行 役 員 | 山 本 浩 昭 | マーケティング&セールス担当 |
| 執 行 役 員 | 小 川 俊 一 | コーポレートスタッフ担当 |
| 執 行 役 員 | 沖 村 浩 | S I 事業担当 |
| 執 行 役 員 | 齊 藤 郁 夫 | システム開発事業担当 |
| 執 行 役 員 | 加 藤 徹 郎 | 新事業担当 |

7. 2021年3月31日執行役員任期満了に伴い、2021年4月1日付をもって、以下の執行役員を選任いたしました。

| 地 位 | 氏 名 | 担当または主な業務 |
|---------|---------|-----------------------|
| 執行役員専務 | 荒 河 信 一 | システム開発事業担当 |
| 執行役員常務 | 小 川 俊 一 | コーポレートスタッフ担当兼グループ会社担当 |
| 執 行 役 員 | 齊 藤 郁 夫 | システム開発事業担当 |
| 執 行 役 員 | 加 藤 徹 郎 | マーケティング&セールス担当兼新事業担当 |
| 執 行 役 員 | 末 綱 琢 也 | S I 事業担当 |

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く）および監査役との間で、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、同法第425条第1項に規定する最低限度額をもって賠償責任の限度としております。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社および当社の子会社の役員（取締役および監査役）全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、当該保険契約により、被保険者である役員がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとしております。なお、当該保険料は当社が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

4. 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

(1) 取締役の個人別の報酬等額またはその算定方法の決定に関する方針

当社は、持続的に成長し長期的に企業価値を向上させるため、会社の業績、中長期的な企業価値、経営内容、経済情勢等を考慮したうえで、同業他社と比較しても優秀な人材を確保、維持できる報酬水準となるように、報酬委員会において1年ごとに審議した報酬算定基準に則して報酬を算出するものとします。なお、報酬委員会において社外取締役の適切な関与や助言を得ることで、透明性や公正性を重視した報酬の算定方法を決定することとしております。

また、社外取締役の報酬については、その職責と当社会社規模に見合った報酬水準を勘案したうえで、高い独立性を確保する観点から、固定報酬のみで構成しております。

(2) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方法

社外取締役を議長とし、代表取締役と社外取締役により構成される報酬委員会において審議したうえで、2001年6月27日開催の第36回定時株主総会にて決議された年間350百万円（決議当時の取締役は9名）の報酬総額の限度内で、取締役会の決議により代表取締役に固定報酬の額の決定を委任しております。代表取締役は、報酬の算定方法の決定方針に則り、株主総会の決議および取締役会の決議による委任の範囲内で、報酬委員会の意見を尊重して、常勤・非常勤の別や職務の内容に応じた固定報酬の額を決定しております。なお、取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれません。また、当社には役員退職慰労金制度はございません。

- (3) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定の第三者委任について
- ① 委任を受けた者の氏名ならびに会社における地位および担当
代表取締役社長 三田昌弘

- ② 委任した権限の内容

取締役会にて定めた報酬の算定方法の決定方針に則り、株主総会の決議および取締役会の決議による委任の範囲内で、報酬委員会の助言を尊重したうえで、常勤・非常勤の別や職務の内容に応じた固定報酬の額を決定すること

- ③ 委任権限が適切に行使されるようにするための措置

社外取締役を議長とし、代表取締役と社外取締役によって構成される報酬委員会において議論を直接交わし、独立社外取締役を含む社外取締役の適切な関与や助言を受けることで、委任権限が適切に行使されるよう図っております。

- ④ 第三者に委任した理由

当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役が最も適していることから、これらの権限を委任いたしました。

- (4) 取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものと取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその方針を尊重し決定方針に沿うものと判断しております。

- (5) 取締役および監査役の報酬等の総額等

| 役員区分 | 報酬等の総額 | 報酬等の種類別の総額 | | | 対象となる 役員の員数 |
|------------------|-----------------------|-----------------------|----------|----------|----------------|
| | | 基本報酬 | 業績連動報酬等 | 非金銭報酬等 | |
| 取締役 (うち社外取締役) | 54,400千円 (8,400千円) | 54,400千円 (8,400千円) | — (—) | — (—) | 9名 (3名) |
| 監査役 (うち社外監査役) | 32,800千円 (4,800千円) | 32,800千円 (4,800千円) | — (—) | — (—) | 4名 (2名) |

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2001年6月27日開催の株主総会の決議に基づき、年間350,000千円（決議当時の取締役員数は9名）であります。
2. 監査役の報酬限度額は、2007年6月27日開催の株主総会の決議に基づき、年間50,000千円（決議当時の監査役員数は4名）であります。
3. 報酬等の額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
4. 使用人兼務取締役の使用人分給与相当額は76,528千円であります。

5. 各社外役員の主な活動状況

(1) 当事業年度における主な活動状況

| 区分 | 氏名 | 主な活動状況 |
|-------|--------|---|
| 社外取締役 | 岡田 勝利 | 当期に開催された取締役会14回すべてに出席し、決議事項・報告事項全般についての助言・提言を行うほか、月次報告に関する質問、事業報告についての意見を適宜行っております。 |
| 社外取締役 | 岩崎 知巳 | 当期に開催された取締役会14回すべてに出席し、決議事項・報告事項全般についての助言・提言を行うほか、月次報告に関する質問、事業報告についての意見を適宜行っております。 |
| 社外取締役 | 野田 万起子 | 当期に開催された取締役会14回のうち13回に出席し、決議事項・報告事項全般についての助言・提言を行うほか、月次報告に関する質問、事業報告についての意見を適宜行っております。 |
| 社外監査役 | 瀧田 博 | 当期に開催された取締役会14回すべてに出席し、また、監査役会12回すべてに出席し、取締役会においては、弁護士としての専門的見地から、取締役会の適法性・適正性・妥当性等を確保するための助言・提言を適宜行っております。また、監査役会においては、監査計画の立案および監査結果の意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。 |
| 社外監査役 | 遠藤 健司 | 当期に開催された取締役会14回すべてに出席し、また、監査役会12回すべてに出席し、取締役会においては、経営管理の観点から、取締役会の適法性・適正性・妥当性等を確保するための助言・提言を適宜行っております。また、監査役会においては、監査計画の立案および監査結果の意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。 |

(2) 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

| 氏名 | 期待される役割に関して行った職務の概要 |
|--------|--|
| 岡田 勝利 | 企業の経営者としての豊富な経験と深い見識を有していることに加え、当社の業務執行者から独立した立場を有していることから、これら実績と豊富な経験を踏まえ、取締役会の実効性の向上と監督機能の強化に繋がる役割を期待し、社外取締役に選任しております。取締役会においては、これら経験を活かし、決議事項・報告事項全般についての助言・提言を行うほか、月次報告に関する質問、事業報告についての意見を適宜行っております。 |
| 岩崎 知巳 | IT業界における豊富な経験と深い見識を有していることから、当社の意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を期待し、社外取締役に選任しております。取締役会においては、これら経験を活かし、決議事項・報告事項全般についての助言・提言を行うほか、月次報告に関する質問、事業報告についての意見を適宜行っております。 |
| 野田 万起子 | 当社グループが属する業種とは異なる企業の経営者としての豊富な経験を有していることに加え、当社の業務執行者から独立した立場を有していることから、これら実績と豊富な経験を踏まえ、取締役会の多様性の向上と監督機能の強化に繋がる役割を期待し、社外取締役に選任しております。取締役会においては、これら経験を活かし、決議事項・報告事項全般についての助言・提言を行うほか、月次報告に関する質問、事業報告についての意見を適宜行っております。 |

V. 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

| | 項 目 | 支 払 額 |
|-----------------------------------|---------------------------------------|----------|
| ① | 公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額 | 42,000千円 |
| ② | 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額 | 3,970千円 |
| 当社および当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | | 45,970千円 |

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて、会計監査人の当年度の監査計画の内容ならびに過年度の実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間および報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、改正される会計基準の適用に向けた準備についての支援業務を委託しております。

4. 解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当する場合、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められるなど、会計監査人として適当でないと監査役会が判断した場合には、監査役会は株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任の議案の内容を決定いたします。

VI. 会社の体制および方針

1. 業務の適正を確保するための体制

当社グループは、持続的に成長し、長期的に企業価値を向上させ、社会やステークホルダーの皆様から信頼され成長を期待される企業となるためには、コーポレート・ガバナンスが極めて重要であることを認識しており、経営の透明性・健全性の確保、意思決定の迅速化、経営監督機能の充実化、ステークホルダーとの適切な協働により、コーポレート・ガバナンスの充実を図ってまいります。会社法および会社法施行規則に基づき、以下のよう

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループの取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、健全な社会規範の下にその職務を遂行するため、取締役会は当社グループの社員行動規範を制定する。また、社員行動規範の徹底をはかるため、経営管理部門において当社グループのコンプライアンスへの取組みを横断的に統括することとし、同部門を中心に教育等を継続的に実施する。

内部監査部門は、内部監査に関する規程に従い、当社グループのコンプライアンスの状況を内部監査し、その結果を定期的に取り締役会及び監査役会に報告する。なお、代表取締役社長へは内部監査に関する規程に従い報告を実施する。

取締役及び使用人の法令違反ないし不正行為に関する情報提供を促進する手段としては、ヘルプラインを利用する。

当社は、以下のように子会社の遵法体制その他業務の適正を確保するための体制の整備に関する指導および支援を行う。

- ① 経営管理部門は、子会社の取締役及び使用人の全員に対し、コンプライアンス教育を実施する。
- ② 当社が指名する役員又は使用人を子会社の取締役に選任させ、毎月実施する取締役会において業務の適正を確保するとともに、グループ戦略会議の場で当社グループ内の情報交換及びコンプライアンスに関わる課題の対処を行う。
- ③ 内部監査部門は、子会社の業務状況を内部監査し、内部監査に関する規程に従い、当社の代表取締役社長へ報告を行う。
- ④ 当社のヘルプラインの利用対象を子会社にまで拡大し、当社グループの内部通報に迅速に対応する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

代表取締役社長は、取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理につき全社的に統括する責任者を取締役の中から任命し、当社の株主総会、取締役会等の会議の議事録及び稟議書等の決裁書類等の当社取締役の職務の執行に係る情報については、適用法令及び当社の文書管理に関する規程に従い作成し、文書又は電子媒体に記録もしくは保存し、

必要に応じて閲覧に供せる管理体制とする。代表取締役社長は情報セキュリティ遵守事項に関するガイドライン、個人情報保護に関する基本方針、内部情報の管理に関する規程等を定め、その周知の徹底を行い、情報セキュリティ、秘密情報及び個人情報の適正な管理を行い、また開示すべき情報については迅速に収集した上で法令等に従い適切な時期に開示する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループの損失に結びつく市場、信用、災害及び情報セキュリティに係るリスクその他の社内外の様々なリスクに対処するため、リスクの収集、識別、分類、評価を行い、また全社的対応をはかるため、当社グループのリスク管理に関する規程に従い、リスク管理担当役員を任命し、リスクカテゴリーごとの責任部署を定め、当社グループ全体のリスクを網羅的、総括的に管理する。当社グループを取り巻く様々なリスクの顕在化の未然防止又は発生時の損失の最小化のために、リスク管理委員会を定期的に及び必要に応じ開催し、リスクの把握及び適切な対策を講じる。リスク管理担当役員は、リスク対策等の状況を検証し、その有効性及び改善点等を代表取締役、取締役会及び監査役会に適時報告する。

内部監査部門は、責任部署ごとにリスク管理の状況を内部監査し、その結果を定期的に取締役会及び監査役会に報告する。なお、代表取締役社長へは内部監査に関する規程に従い報告する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会を原則毎月1回開催し、重要事項の決定並びに取締役及び執行役員の業務執行状況の監督等を行う。また、取締役会において充実した議論と迅速な意思決定を行えるよう、事前に最高審議機関としての経営会議、数値目標の管理と業務執行状況を監視する事業執行会議を定期的実施し、業務の効率性、適法性を確保する。

子会社は、経営上の重要事項について、当社との間で事前協議を行い、当社が指名する役員又は使用人がそのメンバーである子会社の取締役会において決議する。また、当社グループの経営方針を子会社の取締役に周知し浸透させると共に、連結ベースで策定した経営計画をもとに経営目標を共有して子会社の経営指導をすることにより、効率性を確保する。

(5) 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、子会社管理に関する規程を定め、子会社の経営内容を的確に把握するために、定期的にグループ戦略会議を開催する。子会社は、経営管理部門の長に対し、月次報告、四半期報告、年度決算報告その他重要事項について、定期的に又は適時に報告を実施する。

(6) 監査役を補助すべき使用人及び当該使用人の取締役からの独立性並びに監査役による当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人（補助使用人）を置くことを求めた場

- 合には、その補助する業務の内容を監査役と協議の上で、補助使用人を配置する。
- ② 当社は、補助使用人の独立性を確保するため、補助使用人の指揮命令権を監査役に帰属させ、補助使用人の考課ならびに異動等に関する同意権を監査役に付与する。
 - ③ 当社は、必要な知識・能力を備えた、専任又は兼任の補助使用人を適切な員数確保する。また、兼任の補助使用人の監査役の補助業務への従事体制を確保する。
 - ④ 当社は、補助使用人に必要な調査権限及び情報収集権限を付与する。
- (7) 監査役への報告に関する体制
- ① 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制
 - a. 常勤監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会のほか、経営会議、事業執行会議、グループ戦略会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人からその説明を求める。取締役又は使用人は、監査役の要請に応じて必要な説明及び情報提供を行う。
 - b. 取締役は、以下の事項について、発見し次第、遅滞なく当社の監査役に対し報告する。
 - ア. 職務執行に関して法令・定款に違反する、またはそのおそれのある事項
 - イ. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - ウ. 会社の業務又は業績に影響を与える重要な事項
 - エ. 内部監査の実施状況、ヘルプラインによる通報状況及びその内容
 - c. 使用人は、前号bのアからウの事項について、発見し次第、遅滞なくヘルプラインを利用し、当社の監査役に対し報告する。
 - ② 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
子会社の取締役、監査役及び使用人等は、前項①に従い当社の監査役に対し報告を行う。
- (8) 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社グループは、内部通報をしたことを理由として通報者に対し不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を内部通報に関する規程により明記するとともに、当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する。
- (9) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役がその職務の執行に関して費用の前払い等を請求したときは、当該請求にかかる費用等が当該監査役の職務執行に明らかに必要ないと認められる場合を除き、その費用を負担する。

- (10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
常勤監査役は、代表取締役との間で意見交換会を適時開催する。また、内部監査部門に特定事項の調査依頼を行う等業務執行部門と監査部門との連携を図るとともに、会計監査人からは定期的に会計監査内容について説明を受け効率的な監査に向けた情報の交換を行う。
- (11) 財務報告の信頼性を確保するための体制
一般に公正妥当と認められる企業会計その他の法令を遵守し、経理規程をはじめとする関連規程を整備して適正な会計処理を行う。
当社グループ内のすべての業務プロセスにおいてリスク管理を徹底するとともに、効率的で透明性のある内部統制の体制を構築する。
財務報告に係る内部体制の整備・運用状況の評価を定期的実施し、業務改善を行うことにより、有効かつ適正な内部統制報告書を提出する。
- (12) 反社会的勢力を排除するための体制
当社グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力又は団体とは一切関係を持たず、さらにこれらの勢力や団体からの要求を断固拒否し、これらと関わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行わない。
反社会的勢力による不当要求事案等の発生時は、警察、弁護士、警視庁管内特殊暴力防止対策連合会等とも連携して対応する。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- (1) 内部統制システム全般
当社グループでは、内部統制システムを整備・運用し、内部統制の目的を効果的に達成するため、監査役および内部監査部門が各々監査計画に基づき業務執行が適正かつ効果的に行なわれているかを監査しております。また、財務報告に係る内部統制については、会計監査人との連携を図りながら内部監査部門が中心となり、整備状況および運用状況の有効性評価を実施しております。
- (2) コンプライアンス
当社グループは、取締役及び使用人が法令および定款を遵守し、健全な社会規範の下に職務を遂行するため、「社員行動規範」を制定し、取締役及び使用人に周知しております。また、経営管理部門を中心にコンプライアンス教育を実施するほか、コンプライアンスに関するトピックスを社内ポータルサイトにおいて定期的に発信し、取締役及び使用人のコンプライアンスへの意識向上に努めております。また、法令違反、不正行為に関する情報提供を促進する手段として、ヘルプライン（内部通報制度）をグループに展開しております。
- (3) リスク管理
当社グループは、「リスク管理規程」を制定し、当社グループを取り巻く様々なリス

クの顕在化の未然防止または発生時の損失の最小化のために、リスクの把握および適切な対策を実施する機関としてリスク管理委員会を設け、定期的に活動しております。また、内部監査部門においてリスク管理監査を実施し、当社グループにおけるリスク管理が効果的に運用されているかの監査を行っております。監査結果につきましては、経営会議および取締役会へ報告を行っております。

(4) 当社グループにおける業務の適正の確保

当社は、「完全子会社・関連会社管理規程」およびその他の規程に基づき、子会社の事業運営に関する重要事項が当社に適切に報告され、所定の手続きに従い審議される体制を維持しているほか、定期的にグループ戦略会議を開催し、グループ各社から業務執行状況の報告を受けております。また、子会社に対して経営管理部門による指導および内部監査部門による監査を実施し、当社グループにおける業務の適正の確保に努めております。

(5) 監査役の監査が実効的に行われることの確保等

常勤監査役は、監査役会で定めた監査方針、監査計画などに従い監査を実施するほか、取締役会、経営会議、事業執行会議ならびにグループ戦略会議など重要な会議への出席を通じて、内部統制の整備、運用状況の確認を行っております。また、会計監査人、内部監査部門および経営管理部門と必要に応じて情報交換を実施することで、当社グループの内部統制システム全般をモニタリングするとともに、より効率的な運用について助言を行っております。

3. 会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題の一つとして位置づけ、株主の皆様へ期間業績に応じた適正な利益還元を目指し、2013年3月期から、最終利益に応じて配当する業績連動型配当を実施しております。

これを踏まえて当期の配当につきましては、2021年5月13日の取締役会において、普通配当12円の期末配当を決議いたしました。

なお、2022年3月期の配当につきましては、上記の配当方針のもと、期末配当12円を予定しております。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
|----------------|-------------------|--------------------------|-------------------|
| 項 目 | 金 額 | 項 目 | 金 額 |
| 流 動 資 産 | 7,074,430 | 流 動 負 債 | 4,148,581 |
| 現金及び預金 | 1,095,372 | 買掛金 | 1,073,840 |
| 受取手形及び売掛金 | 5,633,751 | 短期借入金 | 1,500,000 |
| 電子記録債権 | 44,657 | 1年内返済予定の長期借入金 | 93,344 |
| たな卸資産 | 146,327 | 未払法人税等 | 112,938 |
| その他の | 157,885 | 賞与引当金 | 758,658 |
| 貸倒引当金 | △3,563 | 受注損失引当金 | 25,559 |
| | | その他の | 584,239 |
| 固 定 資 産 | 3,236,077 | 固 定 負 債 | 113,408 |
| 有形固定資産 | 94,610 | 繰延税金負債 | 476 |
| 建物 | 58,102 | 資産除去債務 | 112,931 |
| 土地 | 805 | | |
| その他の | 35,702 | 負 債 合 計 | 4,261,989 |
| 無形固定資産 | 257,520 | 純 資 産 の 部 | |
| のれん | 149,164 | 株 主 資 本 | 5,931,247 |
| ソフトウェア | 108,356 | 資本金 | 1,737,237 |
| 投資その他の資産 | 2,883,946 | 資本剰余金 | 507,237 |
| 投資有価証券 | 2,679,262 | 利益剰余金 | 5,030,675 |
| 繰延税金資産 | 50,755 | 自己株式 | △1,343,903 |
| その他の | 157,885 | その他の包括利益累計額 | 117,271 |
| 貸倒引当金 | △3,957 | その他有価証券評価差額金 | 31,631 |
| | | 退職給付に係る調整累計額 | 85,639 |
| | | 純 資 産 合 計 | 6,048,519 |
| 資 産 合 計 | 10,310,508 | 負 債 及 び 純 資 産 合 計 | 10,310,508 |

連結損益計算書

(自 2020年 4月 1日)
(至 2021年 3月 31日)

(単位：千円)

| 項 目 | 金 | 額 |
|-------------------------------|---------|------------|
| 売 上 高 | | 18,627,767 |
| 売 上 原 価 | | 15,650,282 |
| 売 上 総 利 益 | | 2,977,485 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | | 2,342,210 |
| 営 業 利 益 | | 635,274 |
| 営 業 外 収 益 | | |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金 | 2,961 | |
| 助 成 金 収 入 | 36,654 | |
| 持 分 法 に よ る 投 資 利 益 | 111,284 | |
| そ の 他 | 11,211 | 162,112 |
| 営 業 外 費 用 | | |
| 支 払 利 息 | 14,209 | |
| 支 払 手 数 料 | 15,331 | |
| 投 資 事 業 組 合 運 用 損 | 8,454 | |
| そ の 他 | 3,839 | 41,835 |
| 経 常 利 益 | | 755,551 |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益 | | 755,551 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 141,050 | |
| 法 人 税 等 調 整 額 | △71,385 | 69,664 |
| 当 期 純 利 益 | | 685,886 |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 | | 685,886 |

連結株主資本等変動計算書

(自 2020年4月1日)
(至 2021年3月31日)

(単位：千円)

| | 株 主 資 本 | | | | |
|---------------------------|-----------|-----------|-----------|------------|-------------|
| | 資 本 金 | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
| 2020年4月1日残高 | 1,737,237 | 507,237 | 4,446,817 | △325,928 | 6,365,363 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | △102,028 | | △102,028 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | 685,886 | | 685,886 |
| 自己株式の取得 | | | | △1,017,975 | △1,017,975 |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) | | | | | － |
| 連結会計年度中の変動額合計 | － | － | 583,858 | △1,017,975 | △434,116 |
| 2021年3月31日残高 | 1,737,237 | 507,237 | 5,030,675 | △1,343,903 | 5,931,247 |

(単位：千円)

| | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 | | | 純 資 産 合 計 |
|---------------------------|-----------------------|--------------|---------------|------------|
| | その他有価証券評価差額金 | 退職給付に係る調整累計額 | その他の包括利益累計額合計 | |
| 2020年4月1日残高 | 14,550 | △49,532 | △34,982 | 6,330,381 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | | |
| 剰余金の配当 | | | － | △102,028 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | － | 685,886 |
| 自己株式の取得 | | | － | △1,017,975 |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) | 17,081 | 135,172 | 152,254 | 152,254 |
| 連結会計年度中の変動額合計 | 17,081 | 135,172 | 152,254 | △281,862 |
| 2021年3月31日残高 | 31,631 | 85,639 | 117,271 | 6,048,519 |

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
|----------------|------------------|--------------------------|------------------|
| 項 目 | 金 額 | 項 目 | 金 額 |
| 流 動 資 産 | 5,569,150 | 流 動 負 債 | 4,533,331 |
| 現金及び預金 | 526,369 | 買掛金 | 970,267 |
| 電子記録債権 | 44,657 | 短期借入金 | 2,460,000 |
| 売掛金 | 4,626,424 | 1年内返済予定の長期借入金 | 93,344 |
| 商仕掛品 | 14,207 | 未払金 | 57,911 |
| 仕掛品 | 111,913 | 未払費用 | 181,698 |
| そ の 他 金 | 246,051 | 未払法人税等 | 94,244 |
| 貸倒引当金 | △472 | 未払消費税等 | 87,748 |
| | | 前受金 | 29,671 |
| | | 預り金 | 30,581 |
| | | 賞与引当金 | 502,304 |
| | | 受注損失引当金 | 25,559 |
| 固 定 資 産 | 2,124,998 | 固 定 負 債 | 81,308 |
| 有形固定資産 | 67,978 | 資産除去債務 | 81,308 |
| 建物 | 34,650 | | |
| 工具器具備品 | 33,327 | 負 債 合 計 | 4,614,640 |
| 無形固定資産 | 107,609 | 純 資 産 の 部 | |
| ソフトウェア | 107,609 | 株 主 資 本 | 3,065,193 |
| 投資その他の資産 | 1,949,410 | 資本金 | 1,737,237 |
| 投資有価証券 | 147,509 | 資本剰余金 | 507,237 |
| 関係会社株式 | 1,604,262 | 資本準備金 | 507,237 |
| 繰延税金資産 | 128,115 | 利益剰余金 | 1,997,937 |
| その他 | 69,523 | 利益準備金 | 66,000 |
| | | その他利益剰余金 | 1,931,937 |
| | | 繰越利益剰余金 | 1,931,937 |
| | | 自己株式 | △1,177,218 |
| | | 評価・換算差額等 | 14,314 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 14,314 |
| 資 産 合 計 | 7,694,148 | 純 資 産 合 計 | 3,079,507 |
| | | 負 債 及 び 純 資 産 合 計 | 7,694,148 |

損益計算書

(自 2020年 4月 1日)
(至 2021年 3月 31日)

(単位：千円)

| 項 目 | 金 額 |
|--------------|------------|
| 売上高 | 12,689,497 |
| 売上原価 | 10,651,578 |
| 売上総利益 | 2,037,918 |
| 販売費及び一般管理費 | 1,648,831 |
| 営業利益 | 389,087 |
| 営業外収益 | |
| 受取利息及び配当金 | 56,991 |
| 助成金収入 | 11,100 |
| その他の | 5,495 |
| 営業外費用 | |
| 支払利息 | 19,672 |
| 支払手数料 | 15,331 |
| 投資事業組合運用損 | 8,454 |
| その他の | 1,221 |
| 経常利益 | 417,995 |
| 税引前当期純利益 | 417,995 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 42,211 |
| 法人税等調整額 | △76,159 |
| 当期純利益 | 451,942 |

株主資本等変動計算書

(自 2020年 4月 1日)
(至 2021年 3月 31日)

(単位：千円)

| | 株 主 資 本 | | | | |
|---------------------|-----------|-----------|-----------|-----------------|---------------|
| | 資 本 金 | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | | |
| | | 資 本 準 備 金 | 利 益 準 備 金 | そ の 他 利 益 剰 余 金 | |
| | | | | 別 途 積 立 金 | 繰 越 利 益 剰 余 金 |
| 2020年4月1日残高 | 1,737,237 | 507,237 | 66,000 | 2,715,466 | △1,133,443 |
| 事業年度中の変動額 | | | | | |
| 別途積立金の取崩 | | | | △2,715,466 | 2,715,466 |
| 剰余金の配当 | | | | | △102,028 |
| 当期純利益 | | | | | 451,942 |
| 自己株式の取得 | | | | | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | | |
| 事業年度中の変動額合計 | - | - | - | △2,715,466 | 3,065,381 |
| 2021年3月31日残高 | 1,737,237 | 507,237 | 66,000 | - | 1,931,937 |

(単位：千円)

| | 株 主 資 本 | | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 | | 純 資 産 合 計 |
|---------------------|------------|-------------|-------------------------|---------------------|------------|
| | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 | |
| 2020年4月1日残高 | △159,243 | 3,733,254 | △2,225 | △2,225 | 3,731,028 |
| 事業年度中の変動額 | | | | | |
| 別途積立金の取崩 | | - | | - | - |
| 剰余金の配当 | | △102,028 | | - | △102,028 |
| 当期純利益 | | 451,942 | | - | 451,942 |
| 自己株式の取得 | △1,017,975 | △1,017,975 | | - | △1,017,975 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | - | 16,540 | 16,540 | 16,540 |
| 事業年度中の変動額合計 | △1,017,975 | △668,060 | 16,540 | 16,540 | △651,520 |
| 2021年3月31日残高 | △1,177,218 | 3,065,193 | 14,314 | 14,314 | 3,079,507 |

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月25日

キーウェアソリューションズ株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木達也 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 安藝眞博 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、キーウェアソリューションズ株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、キーウェアソリューションズ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月25日

キーウェアソリューションズ株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木達也 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 安藝眞博 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、キーウェアソリューションズ株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第56期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第56期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月25日

キーウェアソリューションズ株式会社 監査役会

常勤監査役 島田 孝雄 ㊟

常勤監査役 笹原 茂男 ㊟

社外監査役 瀧田 博 ㊟

社外監査役 遠藤 健司 ㊟

以上

株主総会会場ご案内

会場

東京都新宿区西新宿二丁目2番1号

京王プラザホテル 本館4階 「花の間」



交通

- JR線
- 京王線
- 小田急線
- 地下鉄 (丸ノ内線・都営新宿線)

新宿駅 西口 徒歩5分

- 地下鉄 (大江戸線)

都庁前駅 B1出口 階段上がってすぐ